

平成 28 年 3 月 11 日

就業規則等の一部改正に対する過半数代表者からの意見書

過半数代表者

人間科学研究部門 教授

3 月 8 日に大学側から説明のあった就業規則等の一部改正について、過半数代表者からの意見を述べます。

1. 自己啓発等休業の新設、規定の制定について

教職員が多様な働き方を選択することを可能にする規定であり、本人の希望によって取得される休業であることから、特に大きな問題はないと考えます。ただし、自己啓発等による休業者がいる場合に他の教職員の業務負担が過大にならないよう配慮をお願いします。

2. 職員給与規定の改正について

人事院勧告に基づく改正については確実に実施いただくようにお願いします。学長補佐手当・副理事手当の新設については、業務負担のあるものは正当に給与によって報いられるべきであり、必要な改善と理解します。年俸制適用教員給与規定の改正についても同様です。

3. 再雇用規程、役員退職手当規程、役員報酬規程の改正について

いずれも上記の改正と関係するもので、必要な改正と考えます。

以上